

# 川口市戸塚環境センター施設整備事業に係る 環境影響評価準備書のあらまし

みなさまには、日頃から環境行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

川口市戸塚環境センター施設整備事業に係る環境影響評価では、川口市が実施する一般廃棄物（ごみ）処理施設の整備事業に係る環境影響評価について、「埼玉県環境影響評価条例」（平成6年埼玉県条例第61号）に基づき、現況調査を実施し、その結果をもとに予測・評価を進めてまいりました。このたび、環境影響評価準備書がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

事業を進めるにあたっては、周辺地域の生活環境や自然環境の保全に十分配慮し、環境への影響を極力低減するよう努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



川 口 市

## 川口市戸塚環境センター施設整備事業について

川口市では、現在まで一般ごみを戸塚環境センター西棟（処理能力 300 トン/日）及び朝日環境センター（同 420 トン/日）の 2 施設で焼却処理しています。このうち、戸塚環境センター西棟は、2 つの焼却炉がそれぞれ平成 2 年及び平成 6 年に竣工し、平成 22 年度から平成 24 年度にかけて大規模改修工事を実施しました。この工事は、施設の寿命を 15 年延長することを目標に実施したものであり、戸塚環境センター西棟の主要設備は、令和 9 年度前後に再び更新時期を迎える予定です。このため、川口市では、戸塚環境センター西棟に代わる一般ごみの処理施設として、現在廃炉となっている戸塚環境センター東棟を建て替えることにしました。

また、川口市のすべての粗大ごみの破碎選別処理を行っている戸塚環境センター粗大ごみ処理施設は、昭和 50 年に竣工してから 40 年以上が経過し、施設全体の老朽化が進んでいるため、戸塚環境センター粗大ごみ処理施設についても、併せて建て替えることにしました。

## 対象事業実施区域の位置

住所：埼玉県川口市大字藤兵衛新田 290 番地（戸塚環境センター、下図参照）



## 対象事業の規模

項目		既存施設	新施設
焼却処理施設	規模	300トン/日 (150トン/日×2炉)	285トン/日 (142.5トン/日×2炉)
	稼働時間	24時間稼働	同左
	煙突高さ	約59m	同左
	処理方式	ストーカ方式全連続焼却式	同左
粗大ごみ処理施設	規模	75トン/日	26トン/日
	稼働時間	5時間/日稼働	同左

## 新施設の概要

項目	概要	
焼却処理施設	供用開始年次	令和11年度
	建屋面積	約4,900m <sup>2</sup>
	処理対象物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>可燃ごみ</li> <li>リサイクルプラザ<sup>注1)</sup>で処理した資源物の残さ</li> <li>新粗大ごみ処理施設からの残さ</li> <li>災害廃棄物<sup>注2)</sup></li> </ul>
粗大ごみ処理施設	供用開始年次	令和7年度
	建屋面積	約2,200m <sup>2</sup>
	処理対象物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>粗大ごみ</li> </ul>
その他整備予定の施設	計量棟、環境啓発棟、排水処理施設、収集事務所、特高変電所、駐車場、雨水流出抑制施設	

注1)リサイクルプラザとは、川口市におけるびん類・かん類・ペットボトル・金属・繊維・プラスチック類・紙類等の資源化及び啓発活動を行う総合的な処理施設です。

注2)災害廃棄物とは、地震災害、水害及びその他自然災害の発生により平常時と異なる対応が必要となる廃棄物のことです。

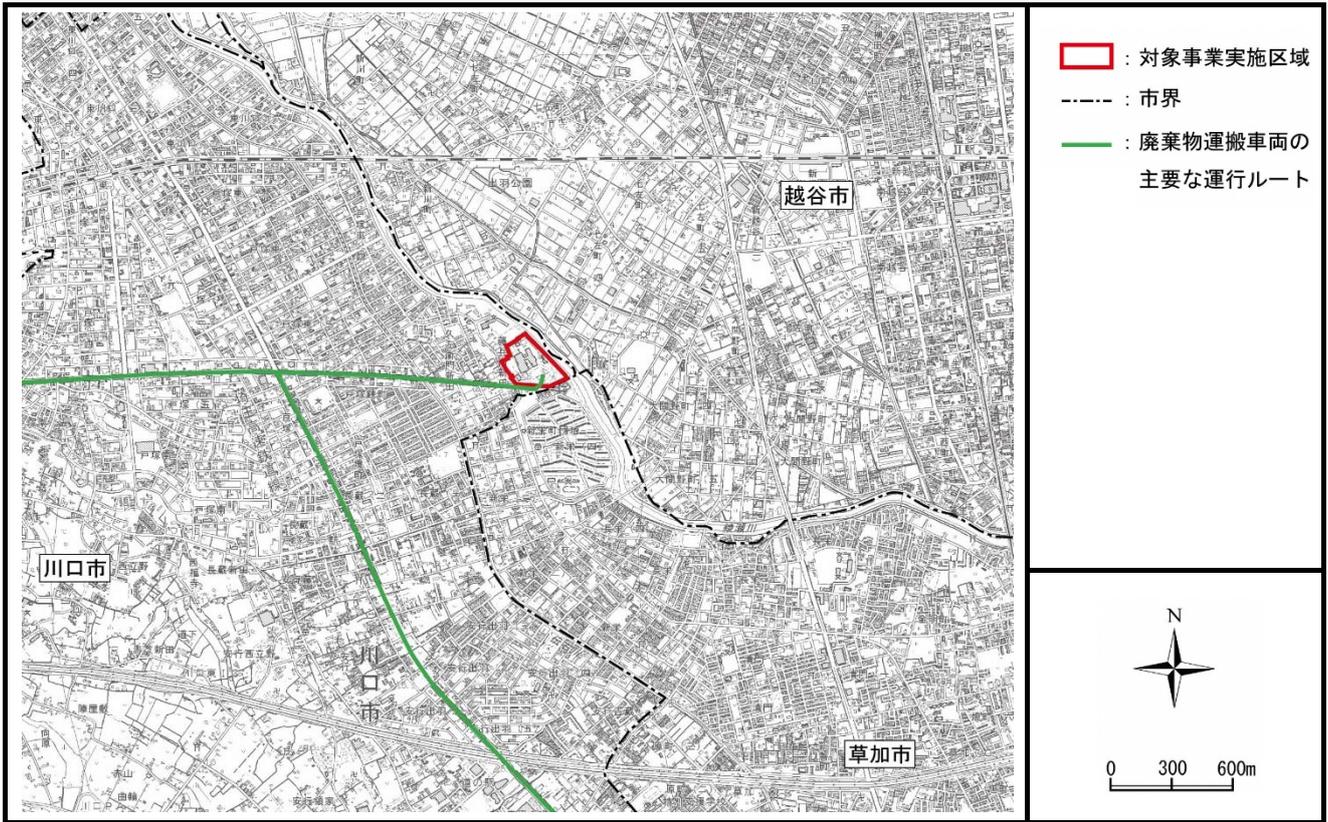
## 対象事業の実施期間

項目	年度	令和											
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
環境影響評価手続き		→											
解体工事	東棟その他		←	→									
	厚生会館									↔			
新設工事	管理棟・収集業務事務所	←	→										
	新粗大ごみ処理施設			←	→								
	新焼却処理施設					←	→						
	その他施設		↔	↔			↔	↔					
	外構工事				↔		←	→					
	環境啓発棟						←	→					
	プラント設備工事 (焼却処理施設)						←	→					
プラント設備工事 (粗大ごみ処理施設)				↔									
新粗大ごみ処理施設の稼働					---							→	
新焼却処理施設の稼働										---		→	
既存施設(西棟ごみ焼却処理施設)の稼働												→	

注1)既存施設(西棟ごみ焼却処理施設)は、川口市が所有する2箇所の焼却処理施設のうちの一つである朝日環境センターの大規模改修に伴い、同センターで焼却処理している一般ごみを受け入れるため、同センターの大規模改修が終了する令和13年度まで引き続き稼働する計画です。

注2)事業計画は、現在の予定であり、変更する可能性があります。

## 廃棄物運搬車両の主要な運行ルート



## 施設配置計画及び緑化計画



## 公害防止に係る規制値

既存施設及び新施設の公害防止に係る自主規制値は、関係法令を遵守し、以下のとおり設定します。

### 【大気質】（焼却処理施設の煙道）

項目	単位	自主規制値		関係法令
		既存施設	新施設	
硫黄酸化物	ppm	30 以下	10 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）</li> <li>・ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）</li> <li>・埼玉県生活環境保全条例（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）</li> </ul>
窒素酸化物	ppm	180 以下	50 以下	
塩化水素	ppm	25 以下	10 以下	
ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	1.0 以下	0.05 以下	
ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.08 以下	0.01 以下	
水銀	μg/m <sup>3</sup> N	50 以下	30 以下	

### 【騒音・振動】（敷地境界）

項目		自主規制値	関係法令
騒音	朝（6 時～8 時）	50dB 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）</li> <li>・「埼玉県生活環境保全条例」に規定される第 2 種区域の規制基準値</li> </ul>
	昼間（8 時～19 時）	55dB 以下	
	夕（19 時～22 時）	50dB 以下	
	夜間（22 時～6 時）	45dB 以下	
振動	朝（6 時～8 時）	55dB 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）</li> <li>・「埼玉県生活環境保全条例」に規定される第 1 種区域の規制基準値</li> </ul>
	昼間（8 時～19 時）	60dB 以下	
	夕（19 時～22 時）	55dB 以下	
	夜間（22 時～6 時）	55dB 以下	

### 【水質】

公共下水道事業との調整の結果、一部の雨水排水を除き、施設の稼働に関連するほとんどの排水は、公共下水道に放流する計画に変更したため、公共下水道の放流基準を遵守します。

【悪臭（特定悪臭物質の濃度）】（敷地境界・排水水・気体排出口）

項目	敷地境界	排水水		気体排出口
	自主規制値 (ppm)	排水水量 (W)	自主規制値 (mg/L)	自主規制値 の有無
アンモニア	1	—		有
メチルメルカプタン	0.002	$W \leq 0.001 \text{m}^3/\text{s}$	0.03	—
		$0.001 \text{m}^3/\text{s} < W \leq 0.1 \text{m}^3/\text{s}$	0.007	
		$0.1 \text{m}^3/\text{s} < W$	0.002	
硫化水素	0.02	$W \leq 0.001 \text{m}^3/\text{s}$	0.1	有
		$0.001 \text{m}^3/\text{s} < W \leq 0.1 \text{m}^3/\text{s}$	0.02	
		$0.1 \text{m}^3/\text{s} < W$	0.005	
硫化メチル	0.01	$W \leq 0.001 \text{m}^3/\text{s}$	0.3	—
		$0.001 \text{m}^3/\text{s} < W \leq 0.1 \text{m}^3/\text{s}$	0.07	
		$0.1 \text{m}^3/\text{s} < W$	0.01	
二硫化メチル	0.009	$W \leq 0.001 \text{m}^3/\text{s}$	0.6	—
		$0.001 \text{m}^3/\text{s} < W \leq 0.1 \text{m}^3/\text{s}$	0.1	
		$0.1 \text{m}^3/\text{s} < W$	0.03	
トリメチルアミン	0.005	—		有
アセトアルデヒド	0.05	—		—
プロピオンアルデヒド	0.05	—		有
メチルメルカプタン	0.009	—		有
エチルメルカプタン	0.02	—		有
メチルチオホルムアルデヒド	0.009	—		有
エチルチオホルムアルデヒド	0.003	—		有
エチルアミン	0.9	—		有
酢酸エチル	3	—		有
メチルエチルケトン	1	—		有
トルエン	10	—		有
スチレン	0.4	—		—
キシレン	1	—		有
プロピオン酸	0.03	—		—
メチル酪酸	0.001	—		—
メチル酪酸	0.0009	—		—
エチル酪酸	0.001	—		—

注) 気体排出口の規制値は、悪臭防止法施行規則第3条に定める換算式により算出します。

【悪臭（臭気指数）】（敷地境界・気体排出口・排水水）

項目	自主規制値
敷地境界の自主規制値	臭気指数 10
気体排出口の自主規制値 (新施設のみ適用)	臭気指数 25、又は「敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出する値」のうち低い方の数値
排水水の自主規制値	臭気指数 26

## 環境の保全に関する配慮方針

本事業における環境の保全に関する配慮方針は、以下に示すとおりです。

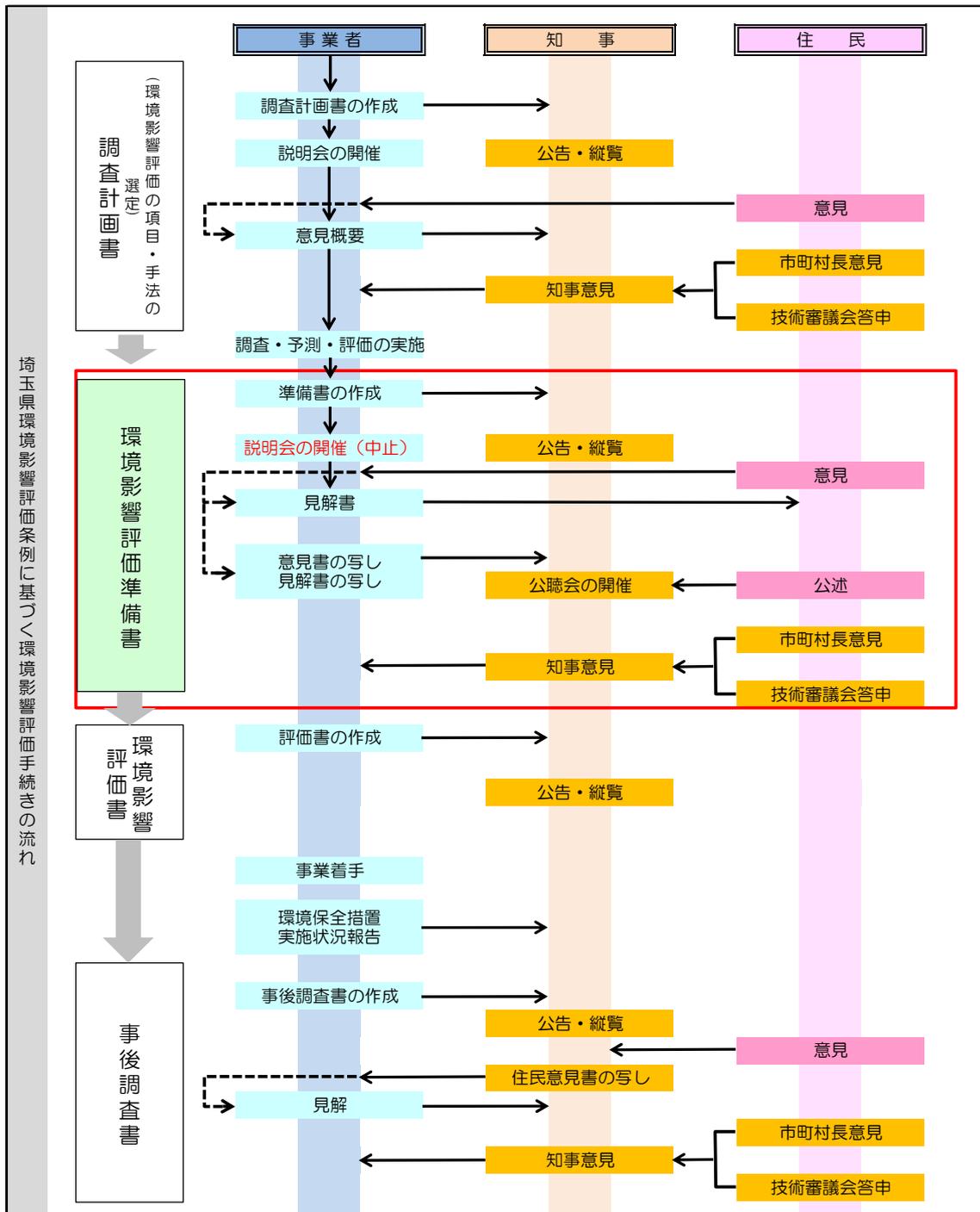
項目	主な環境の保全に関する配慮方針
排ガス処理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令に定める規制基準を遵守するとともに、自主規制値を基にしてモニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。</li> <li>バグフィルタ及び湿式（又は湿式＋乾式）洗浄塔等により構成される排出ガス処理施設を設置し、適正な運転・管理を行う。</li> <li>燃焼温度、ガス滞留時間等の管理により、安定燃焼の確保に努め、ダイオキシン類の再合成防止を図るとともに、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。</li> <li>水銀を含む温度計等の分別の徹底に加え、排ガス処理として、湿式洗浄、バグフィルタ及び活性炭処理を実施し、水銀の発生抑制・除去を図る。</li> </ul>
排水処理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設からの各排水は、新排水処理施設及び新焼却処理施設の排水処理設備で処理する。</li> <li>一部の雨水排水を除き、施設の稼働に関連する排水は、公共用水域には排水せず、公共下水道に放流する。</li> </ul>
悪臭防止計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみピット内を密閉して負圧を維持するとともに、当該空気を炉内に送り込むことで焼却脱臭する。</li> <li>プラットホームの出入口にエアーカーテン及び自動開閉式電動扉を設置する。</li> <li>ごみピットの投入扉は二重扉とする。</li> <li>新焼却処理施設の出入口に接続するランブウェイは、壁と天井で囲む。</li> <li>既存施設に設置されている方式等を考慮に入れた脱臭装置を設置し、脱臭装置の維持管理を徹底する。特に、夏季、休炉時等の臭気の強い時期には脱臭装置を稼働させる。等</li> </ul>
騒音・振動防止計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型及び低振動型の機種を採用する。</li> <li>設備機器は実行可能な範囲で、建築物内に配置し、騒音の施設外部への伝搬防止に努める。</li> <li>特に振動の発生が想定される設備機器は、振動の伝播を防止する装置等を設置する。</li> <li>建築物等による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、設備機器の吸排気口の位置に留意して、設備機器の配置を検討する。</li> <li>各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。等</li> </ul>
低炭素化計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>できる限り高効率の廃棄物発電設備を採用する。</li> <li>再生可能エネルギーとして、太陽光発電設備及び省エネルギー設備の導入について検討する。</li> <li>断熱性の高い外壁材等の使用に努める。</li> <li>焼却処理施設で回収した蒸気や温水、並びに廃棄物発電による発電電力は、施設内の暖房、給湯、電力等に使用する。また、余剰電力は売電する計画である。</li> <li>廃棄物運搬車両等の関係車両については、できる限り低燃費車両の導入に努める。等</li> </ul>
車両運行計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物運搬車両は、天然ガス収集車の導入を継続するとともに、ハイブリッド収集車をはじめとする次世代自動車に関する情報を収集し導入を図る。</li> <li>廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。</li> <li>廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。また、「埼玉県生活環境保全条例」に基づきアイドリングストップの義務を遵守するとともに、空ぶかしを抑制する。</li> <li>廃棄物運搬車両等の運転手に対し、交通規則の遵守、安全運転等に関する指導、監督及び啓発を行う。</li> <li>廃棄物運搬車両の受け入れは、原則として土曜日・日曜日は行わず、受け入れ時間は午前8時から午後4時までとする。等</li> </ul>
緑化計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地整備にあたっては、周辺地域の樹林等との連続性に配慮し、植栽する樹種・草種は、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準」に記載された在来種を中心に選定する。また、緑地整備にあたっては、人工的雰囲気緩和し、区域内と周辺の緑地環境の調和を考慮する。</li> <li>植樹の構成は、高木、中低木を組み合わせ多層構造となるよう配慮する。</li> <li>緑化率は、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づく基準値を確保することとし、約23%を計画する。</li> <li>緑地等については、適切に維持・管理を行う。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内の地下に確認されている埋設廃棄物層については、施工範囲の埋設廃棄物は除去し、適正な処分を行い、区域外に廃棄物等が拡散しないよう適正な処置を実施する。</li> </ul>

## 環境影響評価について

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、大規模な事業を行う場合に、周辺の環境にどのような影響を与えるかを事業者が事前に調査・予測・評価するとともに、その結果を公表し、一般の方々や地方公共団体等から意見を聴き、事業計画に反映させることによって、より環境に配慮した事業にしていくことを目的とした仕組みです。

環境影響評価準備書とは、調査・予測・評価の手法等について記載した調査計画書に対する住民等の意見及び知事の意見等を考慮して、選定した項目及び調査・予測・評価の手法により、対象事業に係る環境影響評価を行った結果をとりまとめたものです。

## 環境影響評価の手続きの流れ



注) 現在は、環境影響評価準備書の段階です。

## 環境影響評価の項目の選定

本事業の実施に伴い、周辺環境に影響を及ぼす恐れのある行為・要因（影響要因）と、環境影響の対象とする項目を下表のとおり抽出しました。

影響要因の区分		工事中			存在・供用時		
		建設機械の稼働	車両の走行	資材運搬等の工事	施設の存在	施設の稼働	車両等の走行
調査・予測・評価の項目							
大気質	二酸化窒素または窒素酸化物	●	●			●	●
	二酸化硫黄または硫黄酸化物					●	
	浮遊粒子状物質					●	●
	炭化水素						●
	粉じん	●	●			◎	×
	大気質に係る有害物質等					●	
騒音・低周波音	騒音	●	●			●	●
	低周波音					●	
振動	振動	●	●			●	●
悪臭	臭気指数または臭気の濃度					●	
	特定悪臭物質					●	
水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量または化学的酸素要求量				☆	
		浮遊物質			◎	☆	
		窒素及びりん				☆	
		水温				☆	
		水素イオン濃度			◎	☆	
		溶存酸素量				☆	
		その他の生活環境項目				☆	
	健康項目等			◎	☆		
底質	底質に係る有害物質等				☆		
地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目			◎			
土壌	土壌に係る有害項目			◎		●	
地象	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）				×		
動物	保全すべき種	●	●	◎	○		
	保全すべき種			◎	○		
植物	植生及び保全すべき群落			◎	○		
	緑の量				○		
生態系	地域を特徴づける生態系	●	●	◎	○		
景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				×		
	眺望景観				●		
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	●	●		○	○	
史跡・文化財	指定文化財等				×		
	埋蔵文化財				×		
日照障害	日影の状況				●		
電波障害	電波受信状況				●		
廃棄物等	廃棄物			◎		●	
	残土			◎			
温室効果ガス等	温室効果ガス	●	●			●	●
	オゾン層破壊物質					×	
放射線の量	放射線の量	×	×				

●：標準的に選定する項目。○：事業特性、地域特性により選定する項目。

×：標準的に選定する項目または事業特性、地域特性により選定する項目であるが、今回選定しないもの。

◎：標準的に選定する項目として設定されていないが、今回選定するもの。

☆：調査計画書において選定していたが、事業計画の変更により、選定する必要がなくなった項目。

## 環境影響評価の概要

### 1. 大気質

#### <工事中>

##### 【建設機械の稼働】

#### ○ 二酸化窒素

(最大着地濃度地点)

項目	単位	寄与濃度	将来予測濃度		環境保全目標	評価の適合状況
		年平均値	年平均値	日平均値の年間98%値		
二酸化窒素	ppm	0.01338	0.027	0.058	日平均値の年間98%値が0.06以下	○

#### ○ 粉じん

既存施設稼働中の現況において、粉じんの飛散による問題が生じておらず、また、粉じんが発生する可能性のある気象条件（風速 5.5m/s 以上）の出現割合（0.8%）は小さい状況であり、さらには粉じん対策を実施することから、周辺地域への影響は小さいと予測される。

##### 【資材運搬等の車両の走行】

#### ○ 二酸化窒素

項目	単位	寄与濃度	将来予測濃度		環境保全目標	評価の適合状況
		年平均値	年平均値	日平均値の年間98%値		
二酸化窒素	ppm	0.000014～0.000050	0.015～0.016	0.031～0.032	日平均値の年間98%値が0.06以下	○

#### ○ 粉じん

既存施設稼働中の現況において、粉じんの飛散による問題が生じておらず、また、粉じんが発生する可能性のある気象条件（風速 5.5m/s 以上）の出現割合（1.0%）は小さい状況であり、さらには粉じん対策を実施することから、周辺地域への影響は小さいと予測される。

#### <存在・供用時>

##### 【施設の稼働】

#### ○ 長期予測（年平均値）

(最大着地濃度地点)

稼働状況	項目	単位	寄与濃度	将来予測濃度		環境保全目標	評価の適合状況
			年平均値	年平均値	日平均値の年間98%値又は2%除外値		
新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時	二酸化窒素	ppm	0.000084	0.014	0.031	日平均値の年間98%値が0.06以下	○
	二酸化硫黄	ppm	0.000017	0.001	0.002	日平均値の2%除外値が0.04以下	○
	浮遊粒子状物質	mg/m <sup>3</sup>	0.000017	0.017	0.040	日平均値の2%除外値が0.1以下	○
	ダイオキシン類	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.000084	0.036	-	年平均値が0.6以下	○
	水銀	μg/m <sup>3</sup>	0.000050	<0.004	-	年平均値が0.04以下	○
新施設の単独稼働時	二酸化窒素	ppm	0.000084	0.014	0.031	日平均値の年間98%値が0.06以下	○
	二酸化硫黄	ppm	0.000017	0.001	0.002	日平均値の2%除外値が0.04以下	○
	浮遊粒子状物質	mg/m <sup>3</sup>	0.000017	0.017	0.040	日平均値の2%除外値が0.1以下	○
	ダイオキシン類	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.000084	0.036	-	年平均値が0.6以下	○
	水銀	μg/m <sup>3</sup>	0.000050	<0.004	-	年平均値が0.04以下	○

#### ○ 短期予測（1時間値）

(最大着地濃度地点)

稼働状況	項目	単位	気象条件					環境保全目標	評価の適合状況
			大気安定度不安定時	上層逆転層出現時	接地逆転層崩壊時	ダウンウォッシュ時	ダウンドラフト時		
新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時	二酸化硫黄	ppm	0.063	0.062	0.063	0.063	0.065	0.1以下	○
	二酸化窒素	ppm	0.013	0.011	0.014	0.011	0.018	0.1～0.2以下	○
	浮遊粒子状物質	mg/m <sup>3</sup>	0.071	0.070	0.071	0.070	0.072	0.20以下	○
	塩化水素	ppm	0.005	0.004	0.005	0.004	0.006	0.02以下	○
新施設の単独稼働時	二酸化硫黄	ppm	0.063	0.062	0.063	0.063	0.065	0.1以下	○
	二酸化窒素	ppm	0.013	0.011	0.014	0.011	0.018	0.1～0.2以下	○
	浮遊粒子状物質	mg/m <sup>3</sup>	0.071	0.070	0.071	0.070	0.072	0.20以下	○
	塩化水素	ppm	0.005	0.004	0.005	0.004	0.006	0.02以下	○

#### ○ 粉じん

既存施設稼働中の現況において、粉じんの飛散による問題は生じておらず、新粗大ごみ処理施設においても粉じん対策を実施することから、周辺地域への影響は小さく抑えられるものと予測される。

【廃棄物運搬車両等の走行】

稼働状況	項目	単位	寄与濃度	将来予測濃度		環境保全目標	評価の適合状況
			年平均値	年平均値	日平均値の年間98%値又は2%除外値		
新施設と既存施設(西棟)の同時稼働時	二酸化窒素	ppm	0.000015~0.000051	0.015~0.016	0.031~0.032	日平均値の年間98%値が0.06以下	○
	浮遊粒子状物質	mg/m <sup>3</sup>	0.000001~0.000002	0.022~0.023	0.051~0.052	日平均値の2%除外値が0.1以下	○
	炭化水素	ppmC	0.000001~0.000004	2.080~2.053	0.076~0.131	非メタン炭化水素で、午前6時~9時の3時間平均値が0.20~0.31以下	○
新施設の単独稼働時	二酸化窒素	ppm	-	0.015~0.016	0.015~0.016	日平均値の年間98%値が0.06以下	○
	浮遊粒子状物質	mg/m <sup>3</sup>	-	0.022~0.023	0.022~0.023	日平均値の2%除外値が0.1以下	○
	炭化水素	ppmC	-	2.080~2.053	0.076~0.131	非メタン炭化水素で、午前6時~9時の3時間平均値が0.20~0.31以下	○

注)「新施設の単独稼働時」における関係車両台数は、現地調査実施時から増加しないため、寄与濃度は“-”(無し)で表示した。

2. 騒音及び低周波音

<工事中>

【建設機械の稼働】

予測地点	単位	将来予測建設作業騒音レベル	環境保全目標(規制基準)	評価の適合状況
敷地境界上最大地点	dB	77	85以下	○

【資材運搬等の車両の走行】

予測地点	単位	道路交通騒音レベルの現況実測値	将来予測道路交通騒音レベ	環境保全目標(環境基準)	評価の適合状況
市道幹線第50号線東側区間沿道	dB	63	64	70以下	○
市道幹線第50号線西側区間沿道	dB	67	67	70以下	○
市道幹線第59号線南側区間沿道	dB	64	64	65以下	○

<存在・供用時>

【施設の稼働】

○ 騒音

稼働状況	予測地点	単位	将来予測工場騒音レベル	環境保全目標(規制基準)	評価の適合状況
新施設と既存施設(西棟)の同時稼働時	敷地境界上最大地点	dB	43~46	45~55以下	○
	敷地境界(北側)	dB	46~48		×
	敷地境界(西側)	dB	44~48		○
	敷地境界(南側)	dB	39~45		○
	敷地境界(東側)	dB	42~46		○
新施設の単独稼働時	敷地境界上最大地点	dB	39		○
	敷地境界(北側)	dB	<28		○
	敷地境界(西側)	dB	<28		○
	敷地境界(南側)	dB	33		○
	敷地境界(東側)	dB	38		○

○ 低周波音

稼働状況	予測地点	単位	G特性音圧レベル	環境保全目標(閾値)	評価の適合状況	1/3オクターブバンド音圧レベル	評価の適合状況
新施設と既存施設(西棟)の同時稼働時	敷地境界(北側)	dB	74	100	○	全ての地点、全ての周波数帯において、建具ががたつき始める閾値を下回る。	○
	敷地境界(西側)	dB	70		○		○
	敷地境界(南側)	dB	73		○		○
	敷地境界(東側)	dB	78		○		○
新施設の単独稼働時	敷地境界(北側)	dB	69		○		○
	敷地境界(西側)	dB	63		○		○
	敷地境界(南側)	dB	71		○		○
	敷地境界(東側)	dB	77		○		○

【廃棄物運搬車両等の走行】

稼働状況	予測地点	単位	道路交通騒音レベル の現況実測値	将来予測 道路交通騒音レベル	環境保全目標 (環境基準)	評価の 適合状況
新施設と 既存施設 (西棟)の 同時稼働時	市道幹線第50号線 東側区間沿道	dB	63	64	70以下	○
	市道幹線第50号線 西側区間沿道	dB	67	67	70以下	○
	市道幹線第59号線 南側区間沿道	dB	64	64	65以下	○
新施設の 単独稼働時	市道幹線第50号線 東側区間沿道	dB	63	63	70以下	○
	市道幹線第50号線 西側区間沿道	dB	67	67	70以下	○
	市道幹線第59号線 南側区間沿道	dB	64	64	65以下	○

3. 振 動

<工事中>

【建設機械の稼働】

予測地点	単位	将来予測 建設作業振動レベル	環境保全目標 (規制基準)	評価の 適合状況
敷地境界上最大地点	dB	65	75以下	○

【資材運搬等の車両の走行】

予測地点	単位	道路交通振動レベル の現況実測値	将来予測 道路交通振動レベル	環境保全目標 (要請限度)	評価の 適合状況
市道幹線第50号線 東側区間沿道	dB	夜間:39 昼間:42	夜間:40 昼間:43	夜間:60 昼間:65	○
市道幹線第50号線 西側区間沿道	dB	夜間:45 昼間:45	夜間:45 昼間:45	夜間:60 昼間:65	○
市道幹線第59号線 南側区間沿道	dB	夜間:52 昼間:50	夜間:52 昼間:50	夜間:60 昼間:65	○

<存在・供用時>

【施設の稼働】

稼働状況	予測地点	単位	将来予測工場 振動レベル	環境保全目標 (規制基準)	評価の 適合状況
新施設と 既存施設 (西棟)の 同時稼働時	敷地境界上最大地点	dB	53	55~60以下	○
	敷地境界(北側)	dB	44		○
	敷地境界(西側)	dB	40		○
	敷地境界(南側)	dB	44		○
	敷地境界(東側)	dB	53		○
新施設の 単独稼働時	敷地境界上最大地点	dB	53		○
	敷地境界(北側)	dB	44		○
	敷地境界(西側)	dB	39		○
	敷地境界(南側)	dB	44		○
	敷地境界(東側)	dB	53		○

【廃棄物運搬車両等の走行】

稼働状況	予測地点	単位	道路交通振動レベル の現況実測値	将来予測 道路交通振動レベル	環境保全目標 (要請限度)	評価の 適合状況
新施設と 既存施設 (西棟)の 同時稼働時	市道幹線第50号線 東側区間沿道	dB	夜間:39 昼間:42	夜間:39 昼間:43	夜間:60 昼間:65	○
	市道幹線第50号線 西側区間沿道	dB	夜間:45 昼間:45	夜間:45 昼間:45	夜間:60 昼間:65	○
	市道幹線第59号線 南側区間沿道	dB	夜間:52 昼間:50	夜間:52 昼間:50	夜間:60 昼間:65	○
新施設の 単独稼働時	市道幹線第50号線 東側区間沿道	dB	夜間:39 昼間:42	夜間:39 昼間:42	夜間:60 昼間:65	○
	市道幹線第50号線 西側区間沿道	dB	夜間:45 昼間:45	夜間:45 昼間:45	夜間:60 昼間:65	○
	市道幹線第59号線 南側区間沿道	dB	夜間:52 昼間:50	夜間:52 昼間:50	夜間:60 昼間:65	○

#### 4. 悪臭

<存在・供用時>

【施設の稼働】

予測項目	予測結果	環境保全目標	評価の適合状況
特定悪臭物質	全ての項目がA区域の規制基準値未満	戸塚環境センターの自主規制値(A区域の規制基準値以下)	○
臭気指数	10未満	戸塚環境センターの自主規制値(10以下)	○

#### 5. 水質

<工事中>

【造成等の工事】

予測項目	予測結果	環境保全目標	評価の適合状況
SS	埋設廃棄物層による汚染のおそれがない範囲の雨水排水については、仮設沈砂槽等に集水し、濁りを除去した後、対象事業実施区域の西側の排水路に排水し、綾瀬川に流入する。仮設沈砂槽等で処理した排水の水質(SS)は、綾瀬川における現地調査結果の水質と同程度以下にすることから、「埼玉県条例施行規則の排水基準」を遵守でき、綾瀬川の水質(SS)を悪化させないものと予測される。	公共用水域の綾瀬川の水質を悪化させないこと	○
pH	工事中において、アルカリ排水の発生のおそれがあると考えられるコンクリート工事の施工範囲等は、埋設廃棄物層の範囲と重なることから、この範囲の排水は公共用水域に排水せず、適切に水質管理を行い、公共下水道に放流するため、綾瀬川の水質(pH)への影響はないものと予測される。		○
有害物質	工事中において、有害物質の汚染のおそれがあると考えられる地下水は、適切に処理し、水質を確認した後、公共下水道に放流することから、綾瀬川への影響はないものと予測される。		○

#### 6. 地下水

<工事中>

【造成等の工事】

予測項目	予測結果	環境保全目標	評価の適合状況
地下水の水質	現地調査では、土壌の汚染や地下水の水質汚濁は確認されなかったものの、既存資料調査では、対象事業実施区域内で埋設廃棄物層が広く分布し、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」を上回る濃度で、鉛、ふっ素及びダイオキシン類が、廃棄物層内の含有量試験では「土壌汚染対策法」に基づく含有量基準を上回る鉛がそれぞれ確認されており、造成等の工事の状況によっては、周辺地域において地下水の汚染の発生が考えられる。造成等の工事を実施する際には、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することから、造成等の工事の実施に伴い周辺地域に影響を及ぼす可能性は小さいと予測される。	周辺地域の地下水の水質が、環境基準を上回らないようにすること	○

#### 7. 土壌

<工事中>

【造成等の工事】

予測項目	予測結果	環境保全目標	評価の適合状況
土壌汚染の発生	対象事業実施区域の地下には、埋設廃棄物層が存在するものの、土壌の汚染や地下水の水質汚濁は確認されなかった。掘削工事等を実施する際には、埋設廃棄物層及び地下水を攪乱して掘削することとなる。埋設廃棄物層の宙水の水質、廃棄物層中の土砂が混在する廃棄物からは、一部の有害物質が基準値を上回る濃度が確認されており、造成等の工事の状況によっては、周辺地域に影響を及ぼす可能性が考えられる。造成等の工事の実施にあたっては、「環境の保全に関する配慮方針」を徹底し、掘削土壌等が周辺に影響を及ぼさないよう十分配慮することにより、周辺地域に影響を及ぼす可能性は小さいと予測される。	環境基準を満足すること 対象事業実施区域及びその周辺地域の土壌を著しく悪化させないこと	○

<存在・供用時>

【施設の稼働】

予測項目	予測結果	環境保全目標	評価の適合状況
土壌汚染の発生	対象事業実施区域内には、既存施設(西棟)が約30年間にわたり稼働しているものの、土壌調査では、ダイオキシン類の濃度は環境基準を下回っていた。 また、ばい煙の排出による大気中のダイオキシン類の予測結果より、最大着地濃度地点における新焼却処理施設からの寄与率は0.1%~0.2%である。 以上により、施設から排出されるばい煙の拡散によるダイオキシン類の影響については、既存施設(西棟)及び新焼却処理施設ともに、稼働に伴う影響はほとんどなく、周辺地域における土壌中の濃度を著しく悪化させることはない予測される。	ダイオキシン類の環境基準を満足すること 対象事業実施区域及びその周辺地域の土壌を著しく悪化させないこと	○

8. 動物

<工事中及び施設の存在>

○動物相

項目	確認種数
哺乳類	3目 5科 5種
鳥類	12目 27科 51種
猛禽類	1目 2科 5種
両生類・爬虫類	3目 7科 11種
魚類	5目 12科 24種
底生動物	18目 29科 71種
昆虫類	12目 160科 550種

○保全すべき種の確認状況

項目	確認種数(種名)
哺乳類	0種(該当無し)
鳥類	17種(チュウサギ、オオタカ、チョウゲンボウ等)
猛禽類	5種(ツミ、ハイタカ等)
両生類・爬虫類	5種(カナヘビ、シマヘビ等)
魚類	3種(ウナギ、ドジョウ、メダカ)
底生動物	4種(モノアラガイ、ヌマガイ等)
昆虫類	6種(クマコオロギ、ヒナバッタ等)

[主な保全すべき種の個体写真]



[鳥類：チョウゲンボウ]



[猛禽類：ハイタカ]



[爬虫類：シマヘビ]



[魚類：メダカ]



[底生動物：モノアラガイ]



[昆虫類：ヒナバッタ]

予測項目	予測結果	環境保全目標	評価の適合状況
保全すべき種への影響	保全すべき種のうち、トビ、オオタカ等鳥類10種、カナヘビ、アズマヒキガエル等両生・爬虫類3種、モンスズメバチ、ヒナバッタ等昆虫類3種について、生息環境の一部が改変されると予測される。また、工事中の光環境の変化、建設機械等の影響、濁水による影響、供用時の照明による間接的影響は、保全すべき種によって、小さい、極めて小さい、もしくは、ないと予測される。 これらの影響に対しては、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減され、新たな動物の生息環境の創出により代償されるものと考えられる。	保全すべき動物種の生息環境を保全すること	○

## 9. 植物

### <工事中及び施設の存在>

○植物相 : 調査地域内において、116科 538種の植物が確認された。

○保全すべき種の確認状況 : 16種 (コハナヤスリ、ミズワラビ、シロバナサクラタデ、コギシギシ、マツモ、コイヌガラシ、タコノアシ、ナガボノシロワレモコウ、ウスゲチョウジタデ、ナガボノアカワレモコウ、ゴキヅル、イトモ、ホザキノフサモ、カワヂシャ、ヌマトラノオ、ウマスゲ)

[主な保全すべき種の個体写真]



[コハナヤスリ]



[コギシギシ]



[ナガボノアカワレモコウ]



[ホザキノフサモ]



[イトモ]



[カワヂシャ]

予測項目	予測結果	環境保全目標	評価の適合状況
保全すべき種への影響	<p>生育環境の変化については、造成等の工事により、対象事業実施区域内の生育環境が減少することが想定されるものの、その後、在来種を中心に、高木、中・低木を組み合わせ多層構造となるように植樹し、緑地を整備することから、存在・供用時には、現況と同様の緑地が維持されることから、影響は小さいと予測される。</p> <p>保全すべき種16種については、対象事業実施区域内において確認されなかったことから、生育地及び生育環境の面積は減少せず、事業の実施による影響は極めて小さいと予測される。</p> <p>緑の量については、緑視率が低下する地点があるものの、対象事業実施区域内の周囲に緑地環境を設けることで、植栽木の生長に伴い施設等が隠蔽され、人工的雰囲気緩和されることから、緑視率への影響は低減できると考えられる。</p> <p>以上により、植物への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減され、新たな植物の生育基盤の創出により代償されるものと考えられる。</p>	保全すべき植物種の生育環境を保全すること	○

## 10. 生態系

### <工事の実施及び施設の存在>

#### ○着目種

区分	着目種
上位性	ホンダタヌキ、チョウゲンボウ、カワセミ
典型性	カナヘビ、アマガエル、ヌマチチブ、クワモドキ-セイバンモロコシ群落
特殊性	(※該当無し)

予測項目	予測結果	環境保全目標	評価の適合状況
着目種への影響	<p>樹林地の環境が消失するため、代償措置として、対象事業実施区域内の緑地は、在来種を中心とし、高木、中・低木を組み合わせ多層構造となるように植樹する計画であり、植物の新たな生育基盤が整備されるとともに、動物の採餌環境や移動経路として利用されることが期待でき、動物の生息環境が創出されることが考えられる。</p> <p>着目種の生息・生育環境の質的变化に対しては、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、着目種への影響の低減(代償)が期待でき、着目種を上位種または典型種とした生態系を維持できるものと考えられる。</p>	着目種の生息・生育環境を保全すること	○

## 11. 景観

<存在・供用時>

【施設の存在】

区分	眺望点	現況	将来
予測結果	環境センター南		
	北辰病院駐車場付近		
	出羽公園		
環境保全目標		周辺の景観との調和が図られること	
評価		事業の実施に当たっては、周辺環境との調和を図るため、色彩や対象事業実施区域内の緑化に十分配慮することにより、景観への影響は低減されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。	

## 12. 自然とのふれあいの場

<工事中>

【建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行】

予測項目	予測結果	環境保全目標	評価の適合状況
自然とのふれあいの場(綾瀬の森、桜並木、戸塚南公園、戸塚下台公園)への影響	大気質、騒音等の関連要素の予測・評価では、環境保全目標との整合が図られる結果であった。加えて、自然とのふれあいの場は、対象事業実施区域から約200m以上離れており、改変等の直接的な影響はないことから、工事の実施による自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいと予測される。 資材運搬等の車両の走行ルートは、自然とのふれあいの場の利用者のアクセスルートと交差又は重なることから、自然とのふれあいの場への交通手段の阻害による影響のおそれが考えられるが、交通量の増加割合は1.3～10.1%であることなどから、自然とのふれあいの場への交通手段の阻害による影響は小さいと予測される。	自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと	○

<存在・供用時>

【施設の存在・施設の稼働】

予測項目	予測結果	環境保全目標	評価の適合状況
自然とのふれあいの場（綾瀬の森、桜並木、戸塚南公園、戸塚下台公園）への影響	大気質、動物等の関連要素の予測・評価では、環境保全目標との整合が図られる結果であった。加えて、自然とのふれあいの場は、対象事業実施区域から約200m以上離れており、改変等の直接的な影響はないことから、施設の存在及び施設の稼働による自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいと予測される。	自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと	○

1 3. 日照阻害

<存在・供用時>

区分	眺望点	現況	将来
予測結果	等時間日影図		
環境保全目標		周辺地域の日照が著しく阻害されるおそれがないこと。 「建築基準法」等に基づく日影規制を満足する。	
評価		施設の存在に伴う日照阻害については、主な日影の範囲は、対象事業実施区域の北側及び東側の一部で、市有地のテニスコート等の空き地や綾瀬川堤防等の範囲内に限定され、通常、人の生活するような場所ではないことから、「建築基準法」等に基づく日影規制を満足すると考えられ、環境保全目標との整合が図られると評価した。	

1 4. 電波障害

<存在・供用時>

区分	地上デジタル放送	衛星放送(BS、CS)
予測結果		
環境保全目標	周辺地域の住民のテレビジョン放送電波の受信に支障を及ぼさないようにする	
評価	施設の存在に伴う電波障害の予測範囲は、綾瀬川の堤防等に限定され、通常、人が生活することのないような場所であり、周辺地域の住宅等が分布する地域では“正常に受信”できると予測されたことから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。	

## 15. 廃棄物等

### <工事中>

#### ○廃棄物等の種類及び発生量

廃棄物の種類	排出量(t)
アスファルト・コンクリート塊	2,610
コンクリート塊	15,835
ガラスくず・陶器くず	200
廃プラスチック	200
金属くず	4,468
繊維くず	10
木くず(建設発生木材)	667
紙くず	11
建設混合廃棄物	543
廃油	15
石膏ボード	6
建設汚泥	4,000

掘削発生土量(m <sup>3</sup> )	場内利用土量(m <sup>3</sup> )	場外搬出量(残土量)(m <sup>3</sup> )
40,531	8,244	32,287

#### ○評価

対象品目等		予測結果	環境保全目標	評価の適合状況	
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99%以上	○	
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99%以上		
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	95%以上		
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	90%以上		
建設混合廃棄物	排出率	1.90%	4.0%以下		
	再資源化・縮減率	75%以上	75%以上		
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上	96%以上		
建設発生土(残土)	建設発生土有効利用率	—	80%以上		—

### <存在・供用時>

区分	廃棄物の種類		単位	新施設と既存施設(西棟)の同時稼働時	新施設の単独稼働時
予測結果	一般廃棄物	焼却灰	t/年	11,920	5,600
		飛灰	t/年	4,470	1,970
	合計		t/年	16,390	7,570
環境保全目標	廃棄物等の排出量をできる限り抑制すること				
評価	<p>新施設と既存施設(西棟)の同時稼働時の廃棄物は、朝日環境センターが稼働しないことから焼却残さの熔融スラグ化ができないが、できる限りの再資源化を図った上で、再資源化困難なものについて、市外の県営及び民間の最終処分場で処分する計画である。</p> <p>新施設の単独稼働時の廃棄物については、本市が最終処分場を有しておらず、また、新たに最終処分場を確保することが困難な状況であることを踏まえ、資源化技術の動向等を考慮しながら、焼却残さの処分方法を検討していく計画である。</p> <p>以上により、廃棄物の排出量は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p>				

## 16. 温室効果ガス等

### <工事中>

#### 【建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行】

区分	単位	温室効果ガス排出量	評価
建設機械の稼働	t-CO <sub>2</sub>	8,547	「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。また、低燃費の建設機械の利用に努める等により、「建設業の環境自主行動計画」の目標を満足する。 以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。
資材運搬等の車両の走行	t-CO <sub>2</sub>	1,732	「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。また、アイドリングストップ等により、「建設業の環境自主行動計画」の目標を満足する。 以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

### <存在・供用時>

#### 【施設の稼働・廃棄物運搬車両等の走行】

区分	単位	温室効果ガス排出量(t-CO <sub>2</sub> )	評価
施設の稼働	新施設と既存施設(西棟)の同時稼働時	39,967 (削減量26,148)	施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量の削減措置を講じることにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。 また、ごみの焼却に伴う余熱利用により発電を行う等により、「エネルギーの合理化に関する法律」等の目標を達成する。 以上により、環境保全目標との整合が図られているものと評価した。
	新施設の単独稼働時	21,237 (削減量18,301)	
廃棄物運搬等車両等の走行	t-CO <sub>2</sub> /年	3,246	廃棄物運搬車両等の走行に伴う温室効果ガスの排出量の削減措置を講じることにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。 また、アイドリングストップ等を行うなど、「エネルギーの合理化に関する法律」等の目標を満足する。 以上により、環境保全目標との整合が図られているものと評価した。

## 対象事業の実施による影響の総合的な評価

環境影響評価の結果、全ての環境影響評価項目について、本事業による工事中及び存在・供用時における周辺環境への影響は、環境の保全に関する配慮方針を確実に実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避・低減が図られており、環境保全に関する基準又は目標を踏まえて設定した環境保全目標との整合も図られていると評価します。

## 事後調査の実施

環境影響評価を実施した項目のうち、以下に示す項目について、工事中及び存在・供用時において事後調査を実施します。

環境影響評価項目	影響要因の区分 (調査実施時期)	環境影響要因	事後調査 「○」:実施する 「×」:実施しない	調査内容
大気質	工事中	建設機械の稼働	○	環境大気、地上気象
		資材運搬等の車両の走行	○	沿道大気
	存在・供用時	施設の稼働	○	環境大気、地上気象
		廃棄物運搬車両等の走行	○	沿道大気
騒音・低周波音	工事中	建設機械の稼働	○	建設作業騒音
		資材運搬等の車両の走行	○	道路交通騒音、道路交通量
	存在・供用時	施設の稼働	○	工場騒音、低周波音
		廃棄物運搬車両等の走行	○	道路交通騒音、道路交通量
振動	工事中	建設機械の稼働	○	建設作業振動
		資材運搬等の車両の走行	○	道路交通振動、道路交通量
	存在・供用時	施設の稼働	○	工場振動
		廃棄物運搬車両等の走行	○	道路交通振動、道路交通量
悪臭	存在・供用時	施設の稼働	○	特定悪臭物質、臭気指数
水質	工事中	造成等の工事	○	浮遊物質、流量
地下水	工事中	造成等の工事	○	環境項目、グイナツ類、水位
土壌	工事中	造成等の工事	○	掘削残土の運搬、処分状況
	存在・供用時	施設の稼働	○	グイナツ類
動物	工事中	建設機械の稼働	○	保全すべき種の生息状況及び生息環境の状況
		資材運搬等の車両の走行	○	
		造成等の工事	○	
	存在・供用時	施設が存在	○	
植物	工事中	造成等の工事	×	—
	存在・供用時	施設が存在	○	緑地整備の状況、緑の量
生態系	工事中	建設機械の稼働	○	注目種の状況 (生息状況及び生息環境)
		資材運搬等の車両の走行	○	
		造成等の工事	○	
	存在・供用時	施設が存在	○	
景観	存在・供用時	施設が存在	○	眺望景観
自然とのふれあいの場	工事中	建設機械の稼働	×	—
		資材運搬等の車両の走行	×	—
	存在・供用時	施設が存在	×	—
		施設の稼働	×	—
日照阻害	存在・供用時	施設が存在	×	—
電波障害	存在・供用時	施設が存在	×	—
廃棄物等	工事中	造成等の工事	○	廃棄物及び残土の発生量等
	存在・供用時	施設の稼働	○	焼却灰及び飛灰の排出量等
温室効果ガス等	工事中	建設機械の稼働	○	CO <sub>2</sub> 等の排出量
		資材運搬等の車両の走行	○	
	存在・供用時	施設の稼働	○	
		廃棄物運搬車両等の走行	○	

## 環境影響評価手続きの予定

### (1) 環境影響評価準備書の縦覧・閲覧

環境影響評価準備書は、以下の場所・方法でご覧いただくことができます。

縦覧・閲覧 期間	令和2年3月13日(金)～令和2年4月13日(月) 《土曜・日曜・祝日を除く》	
縦覧場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>埼玉県環境部環境政策課</li> <li>埼玉県中央環境管理事務所</li> <li>埼玉県越谷環境管理事務所</li> <li>川口市環境施設課</li> <li>川口市戸塚環境センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>さいたま市環境対策課</li> <li>草加市廃棄物資源課</li> <li>越谷市環境政策課</li> <li>越谷市出羽地区センター</li> </ul>
閲覧場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>埼玉県立図書館(熊谷・久喜)</li> <li>埼玉県県政情報センター</li> <li>川口市市政情報コーナー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>さいたま市美園コミュニティセンター</li> <li>草加市新田西文化センター</li> </ul>

注) 埼玉県及び川口市の公式ウェブサイト上でもご覧になれます。

### (2) 環境影響評価準備書に対する意見書の受付

環境影響評価準備書について環境保全の見地からの意見を有する方は、事業者である川口市に対し、意見書を提出することができます。

提出先	〒332-0001 埼玉県川口市朝日4丁目21番33号 川口市環境部環境施設課	
提出期限	令和2年4月27日(月)(必着)	
備考	《意見書に必要な記載事項》 ①意見書を提出しようとする者の氏名及び住所 (法人その他の団体は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) ②意見書の提出の対象である環境影響評価準備書の名称 ③環境影響評価準備書についての環境保全の見地からの意見	

### (3) 環境影響評価準備書の説明会の中止について

環境影響評価準備書の説明会については、下記のとおり予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、「埼玉県環境影響評価条例」第13条第2項<sup>注)</sup>の規定により、開催することができない場合と判断し、この度の説明会は**中止とさせていただきます**。

大変申し訳ございませんが、何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。

なお、環境影響評価準備書のあらましを、上記の環境影響評価準備書と合わせて、縦覧・閲覧(ウェブサイト含む)できるようにさせていただきます。

説明会の開催 <b>中止</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3月14日(土)…越谷市出羽地区センター、草加市新田西文化センター</li> <li>3月15日(日)…さいたま市美園コミュニティセンター、川口市戸塚環境センター</li> </ul>
---------------------	---

注) 条例第13条第2項…事業者は、天災その他の不測の事態等のその責めに帰することのできない理由で公告した環境影響評価準備書説明会を開催することができない場合には、当該環境影響評価準備書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、環境影響評価準備書の内容について、これを要約した書類の提供その他の方法により、周知を図るよう努めなければならない。

### (4) 問合せ先

問合せ先	川口市環境部環境施設課 TEL 048-228-5383 (代表)
------	-----------------------------------

本書に掲載した1/25,000の地図の下図は、国土地理院発行の電子地形図25,000を加工して作成したものです。

本書は、再生紙を使用しています。